

労働条件

1 雇用期間

令和4年12月（採用日）以降から令和5年3月31日まで

2 勤務内容

(1) 就業場所

旭川市神楽3条4丁目1-18

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会神楽事務所（指定訪問介護事業所）

(2) 業務内容

訪問介護業務（介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者）

(3) 職名

パート職員

3 労働時間

週3～4日程度（6時～22時の間で3時間程度）

4 休暇

(1) 年次有給休暇

あり（所定労働日数及び勤務年数に応じて付与）

(2) その他の休暇

忌引休暇、病気休暇、産前産後休暇など

5 賃金手当など

(1) 給料

ア 介護福祉士

時給1,020円+300円（処遇改善等加算）

イ 介護職員初任者研修修了者

時給 990円+300円（処遇改善等加算）

(2) 各種手当

住居手当、特殊勤務手当、退職手当（勤続1年以上）など

(3) 賞与なし

(4) 保険など

労災保険

(5) 職員親睦会

月額100円

(6) 賃金支払日

月末締め翌月15日（銀行振込）

6 試用期間

採用日から3か月間